



令和8年6月23日

終活支援センターの開設について

世田谷区では、「世田谷区終活支援センター」を7月1日に開設します。区民の皆様の老後や人生の終わりに向けて生じる様々な悩みや不安に寄り添い、安心して住み慣れた地域で、いきいきと暮らし続けていただけるよう、「終活」を総合的に支援する新たな区の相談拠点として、総合相談や高齢者終身サポート事業を展開していきます。

1 主旨

今後も高齢者人口が増加していく中で、身寄りのない方など不安を抱えている方が終活として行うべき課題は、老後の介護や医療、亡くなった時の葬儀や遺品整理、相続など多岐に渡る。そのため、区民一人ひとりの置かれている環境に応じた相談・支援ができる体制を整備していくことが必要となる。

この度、区は区民の「終活」を支援し、個人の尊厳が守られ、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現のため、世田谷区終活支援センターを開設する。

2 概要

(1) 受託事業者名

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会

(2) 開設場所

成城6丁目事務所棟3階（世田谷区成城6-3-10）

(3) 開設日

令和8年7月1日（水）

(4) 開設時間

午前8時30分～午後5時15分（土・日、祝日、年末年始除く）

3 業務内容

(1) 総合相談

①一般相談（相談員による相談）

（ア）相談方法：電話、来所、訪問、メール（問い合わせフォーム）、オンライン

（イ）出張相談：各総合支所区民相談室にて月1回実施

（砧総合支所は終活支援センター隣接のため除く）

②専門相談（弁護士による無料相談）

（ア）開設頻度：月4回

（イ）相談方法：予約のうえ来所または電話

③終活講座やエンディングノート配布等の普及啓発

(2) 高齢者終身サポート事業（愛称：えんのつづき）

利用料・預託金（別途振替手数料等の経費が必要）により、入院、入所時や死後のサポートを行うほか、利用者には月に1回の電話と半年に1回の訪問を通じて安心した生活を支援する。

月額利用料：1,000円（税別）

①対象者

- (ア) 65歳以上の方
- (イ) 世田谷区在住で住民票も世田谷区にある方
- (ウ) 単身世帯の方で子や孫がいない方
※同居親族や、配偶者・子・孫が障害や認知症のため支援が受けられない場合は対象
- (エ) サービス内容や契約内容を理解し、自らの意思で契約できる方
- (オ) 生活保護を受給していない方
- (カ) 住民税非課税世帯の方
- (キ) 公正証書遺言で遺言執行者を定めることができる方
- (ク) 利用料や必要なサービスの預託金を支払うことができる方

②サービス内容

- (ア) 金銭管理手続き支援
入院、一時的な体調不良や怪我などの際に、公共料金の支払い等の支援
利用料：1時間以内2,000円（税別）
1時間を超える場合は30分ごとに1,000円加算
預託金：10～30万円
- (イ) 入院・入所手続き支援
入院・入所時の手続きや支払いの支援、医師の説明時の同席、留守中の自宅管理の支援
利用料：無料
預託金：30万円 ※施設入所の場合は施設費用の3か月分
- (ウ) 賃貸物件契約・更新時の緊急連絡先対応
賃貸物件契約・更新時の緊急連絡先対応（ただし保証人となるものではない）
利用料：無料
預託金：不要
- (エ) 火葬・納骨支援
火葬・納骨の手配
利用料：無料
預託金：35万円
- (オ) 死後の賃貸物件対応
死後の賃貸物件の解約や家財処分等の対応
利用料：無料
預託金：30～50万円程度

◎問合せ先 生活福祉課 電話03-5432-2767